

【薩摩川内市地域経済にぎわい創出支援事業補助金】

地域や業種内で組織された商工団体などによる
集客力や売上、経営力の向上に資する取組を支援します



地域経済の活性化及び市内のにぎわいの創出を図るため、地域や業種内で組織された商工団体などによる集客力や売上、経営力の向上に資する取り組みに対し経費の一部を補助します。

補助対象者

以下のすべてを満たす団体

- 市内に活動拠点を有すること。
- 構成員が5者以上で、かつ、その過半数が商工業者であること。
- 市内商工業者が構成員に含まれていること。
- 定款や規約などを定めている団体であること。

※1団体につき1年度当たり1回限り

※補助を受けた年度の翌年度は補助を受けられません（隔年度で申請できます。）

補助事業要件

団体が自ら企画し、実施する、集客力や売上、経営力の向上に資する自主的な取組（マーケットイベント、複数の店舗が連携して行うキャンペーン、経営力向上のセミナーや研修会など）

※以下に該当する場合は、**補助の対象になりません。**

- 宗教活動や政治活動、暴力団活動に該当する事業
- 国や地方公共団体との共催による事業
- 他の制度による補助や委託を受けている事業
- その他公序良俗に反するなど、補助対象事業として適当でないと認められる事業

補助対象経費

- 報償費（講師謝金[団体から直接支払うもの]など）
- 旅費（先進地視察の旅費など）
- 需用費（消耗品費、印刷製本費）
- 役務費（広告費、郵便料、手数料）
- 委託料（外注費など）
- 使用料・賃借料（物品のリース代など）
- 負担金（他団体が主催する研修会の参加費など）
- その他対象事業を実施するために必要と認められる経費

補助率と上限額

補助率：補助対象経費の3分の2以内（1,000円未満切捨て）

補助上限額：1団体につき20万円

提出書類

【補助金交付申請】※事業実施前

- 補助金等交付申請書
- 事業計画書
- 収支予算書
- 定款や規約など
- 構成員名簿
- 事業実施に係る見積書

【実績報告】※事業が完了したとき又は事業に係る支払いが完了したとき

- 補助金等実績報告書
- 事業実績書
- 収支精算書
- 事業実施に係る経費の領収証の写し
- その他事業実施が確認できる書類
- 請求書

提出期限

交付申請：令和9年1月29日（金）

実績報告：令和9年3月12日（金）

問合せ先 薩摩川内市役所 経済政策課 企画総務・経済グループ

0996-23-5111（内線 5751・5752・5753）

